

東日本大震災復興支援「とどけよう スポーツの力を東北へ！」

平成26年度 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会  
競技別指導者「指導員」養成講習会 専門科目（バスケットボール競技） 開催要項

1. 目 的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたり、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主 催 公益財団法人日本体育協会  
公益財団法人日本バスケットボール協会

3. 主 管 公益財団法人島根県体育協会  
島根県バスケットボール協会

4. 後 援 島根県教育委員会

5. 実施競技 バスケットボール

6. カリキュラム

- (1) 共通科目 35 時間（通信講座）
- (2) 専門科目 40 時間以上（集合講習 30 時間以上、その他 10 時間以上）

7. 開催期日・開催場所・日程

(1) 専門科目講習会の日程	7月 5日(土)	出雲市古志スポーツセンター 体育館
	7月 6日(日)	アクティールひかわ 体育館
	7月19日(土)・20日(日)	松江工業高等専門学校 会議室・体育館
	8月 3日(日)	松江市立湖南中学校体育館
	8月10日(日)	松江市立法吉小学校体育館
	9月 6日(土)	出雲市古志スポーツセンター 体育室
	9月 7日(日)	松江市立湖南中学校体育館

(2) 専門科目に関する問い合わせ先

〒690-0863 島根県松江市比津町532 TEL:0852-21-4354 FAX:0852-21-4359

松江市立法吉小学校

島根県バスケットボール協会 指導者育成委員会 熱田 哲也

8. 受講者

〈受講条件〉

受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者で、島根県バスケットボール協会が認めた者。バスケットボール競技の専門的なコーチを目指す者。地域スポーツクラブ、スポーツ教室、スポーツ少年団、小中高部活動の指導者。基礎的・導入的指導等にあたることができるようにレベルの向上に熱意があること。(免除条件については別に定める)。

〈受講者数〉

受講者数は、基本20名程度とする(特に上限は定めない)

#### (受講申込み)

所定の受講申込書に必要事項を記入の上、6月30日までに下記あてに申し込む。

島根県松江市比津町532番地 松江市立法吉小学校内 熱田 哲也

TEL 0852-21-4354 FAX 0852-21-4359

#### 9. 経費

共通科目：21,600円（消費税込み）

NHK学園通信講座受講料（受講期間 9月～11月の3ヶ月）振込用紙にて各自振込み

専門科目：15,120円（消費税込み）

講習会初日に集金します。

※免除・資格審査料については別に定める。

#### 10. 受講者の決定

公益財団法人島根県体育協会から公益財団法人日本体育協会へ提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）または公益財団法人島根県体育協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

##### (1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

##### (2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会、教育研修部会で審査し受講が取り消される。

#### 11. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、通信教育（NHK学園）課題検定による判定とし、本会指導者育成専門委員会において審査を行う。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

#### 12. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の料の提出及び登録料の納入）を完了した者に、本会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限が切れる6か月前までに、本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

#### 13. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報、本会及び各都道府県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

#### 14. 問合せ先

〒690-0863

島根県松江市比津町532番地 松江市立法吉小学校内 熱田 哲也

TEL 0852-21-4354 FAX 0852-21-4359